

印西市立図書館の運営基本方針（案）

印西市教育委員会

令和6年3月

はじめに

印西市立図書館は、地域における情報やコミュニティの拠点として、子どもから高齢者まで一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己表現などにつながる生涯を通して学べる環境づくりのために、市内に図書館6館を整備し、図書館サービスの提供を行ってまいりました。図書館においては、読書推進という役割に加え、市民生活の向上に貢献する様々な情報提供と学習支援を行い、地域の情報拠点として市民生活に役立つ施設となること。また、印西市に関する出版物や新聞記事など、地域に関する資料の収集、蓄積することが求められています。

このようなことから、図書館の運営のあり方について検討するために、印西市立図書館協議会に諮問し、協議が重ねられ、「印西市立図書館の運営のあり方について（答申）」が提出されたことから、「印西市立図書館の運営基本方針」を取りまとめました。

1. 基本理念

5つの基本理念を掲げ、市民が集う図書館として、計画的に図書館サービスの推進を図ります。

1. 「いつでも、だれでも、どこでも」サービスが行われ、より多くの市民に利用され、愛され、心の豊かさを育む文化の拠点
2. 誰の心にも豊かさをもたらし、子どもたちの未来を育み可能性を広げる図書館
3. 学びとつながる図書館
4. 「住み続けたいまち印西」にふさわしく、住みよさを実感できる図書館
5. 市民のくらしに生き、市民の生涯学習の拠点となり、地域の課題を解決できる図書館

2. 基本方針

印西市立図書館は、図書館法に則り、市民生活の向上に貢献する様々な情報提供と学習支援を行い、「いつでも だれでも どこでも」気軽に利用しやすい憩いの場として、また、地域に根ざした市民文化の創造や、地域の情報拠点として市民生活に役立つ施設となるよう市民の参加と協働を得て、図書館奉仕の充実に努めることを基本方針とします。

3. 図書館サービスの充実のために

図書館協議会からの答申にあるように、図書館サービスの充実のためには「図書館サービスの質的向上」「図書館資料の充実と管理」「職員体制」を充実させ、「図書館の配置」を検討し運営を行います。

4. 運営主体

印西市では、「印西市公共施設等総合管理計画」及び「印西市公共施設適正配置実施方針」を踏まえ、各施設における集約化や複合化などの方策を具体的に推進していくための「印西市公共施設適正配置アクションプラン」が令和2年3月に策定され、その対策内容と実施時期として令和5年度から令和8年度までに、大森図書館・小倉台図書館について、「大規模改修終了後に指定管理者制度の導入を進めます。」と挙げられています。

令和4年11月8日に、印西市立図書館の運営のあり方について、図書館協議会に諮問を行い、令和6年2月29日に答申を頂きました。答申の内容は、「印西市立図書館の基本方針である「地域に根差した市民文化の創造や、地域の情報拠点として市民生活に役立つ施設」となるよう、印西市立図書館の特性を生かしながら引き続き直営方式で運営し、市民のための図書館サービスの充実を心から願い答申いたします。」というものでした。

このことから、この答申を尊重し、指定管理者制度を導入せず市直営で運営していくこととします。